

新版教職員ワークショップ冊子 P.12のデータの穴埋め部分について

—2012年度上半期版—

教職員ワークショップ普及チーム

冊子 P.12 の「統計から見る子ども虐待の実態」の部分の口の中に入る数字が新たなデータによって変更になります。(変更のある部分のみ口で記載しています。それ以外は以前の数字と変わりません。)

表面的な数値だけでなく、関連した数値をワークで話すこともでき、工夫の幅が大きい部分です。質問に備えるためにも、関連事項を調べておくことは大事です。穴埋め部分に関連する新たなデータも少し入れています。すでに過去の教職員ワークショップでこのページ使っている、新たなデータでまた話すこともできます。推移がわかって、より理解が深まることにもなります。

●家庭内での児童虐待は、年間 59,000 件以上が児童相談所などで受理されています。

平成 23 年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数 59,862 件 (速報値)。

- ・平成 22 年度は、56,384 件。(最終確定値/東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値)。
- ・平成 21 年度は 44,211 件。(確定値)

※平成 24 年 4 月から、改正民法・児童福祉法が施行され、親権停止制度が創設されたほか、法人又は複数人の未成年後見人が選任できるようになった。

平成 24 年 4 月～6 月に全国の児童相談所長が行った家庭裁判所に対する親権停止の審判の申立ての実績は、6 自治体で 7 事例。法人又は複数人の未成年後見人の選任申立ての実績は無かった。

※平成 22 年度中に児童相談所に対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 55,154 件となっている(確定値)。相談の種類別にみると、「身体的虐待」が 21,133 件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が 18,055 件となっている。また、主な虐待者別にみると「実母」が 60.6%と最も多く、次いで「実父」24.8%となっている。

被害者の年齢別にみると「小学生」が 20,097 件(構成割合 36.4%)、「3 歳～学齢前」が 13,354 件(24.2%)、「0～3 歳未満」が 10,834 件(19.6%)となっている。

関連 1) 平成 21 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 28 万 5 千件(対前年度比 14,290 件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 56,219 件(対前年度比 4,599 件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約 29 万件(対前年度比 12,871 件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 57,299 件(対前年度比 4,279 件増)となっている。

関連 2) 平成 20 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件(対前年度比 1,483 件減)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 51,620 件(対前年度比 1,500 件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約 28 万件(対前年度比 2,287 件減)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 53,020 件(対前年度比 1,402 件増)となっている。

【出典】上記はいずれも平成 20 年度社会福祉行政報告(福祉行政報告例)(平成 21 年 10 月公表)より

- ・ 児童福祉法の改正で 05 年度から児童相談所だけでなく、市区町村も虐待通告を受け付けることになり、「市町村」・「児童相談所」の2層構造で対応する仕組みとなっている。

平成 16 年児童福祉法改正法により、児福法第 25 条の規定による要保護児童の通告先として、従来の児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村が規定された。

また、平成 16 年 4 月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「平成 16 年児童虐待防止法改正法」という。)においても、児童虐待に係る通告先として市町村が新たに規定されたところである(児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)第 6 条)。

市町村で対応する場合においても、一時保護や医学的・心理学的な判定が必要なケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所の技術的援助や助言を求めること。また、子どもの保護の緊急性が高い場合には、児童相談所に速やかに送致するものとする。

【出典】平成 17 年 2 月公表 厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」より

● 3. 72日 に一人の割合で子どもが虐待で死亡しています。(第 8 次報告)

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までの 12 か月に発生し、または表面化した児童虐待による死亡 82 例 (98 人) を対象とした。

	8 次報告 3. 72日 に一人			7 次報告 4. 14日 に一人		
	心中以外 の虐待死	心中による 虐待死 (未遂を含む)	計	虐待死	心中 (未遂を含む)	計
例数	45	37	82	47	30	77
人数	51	47	98	49	39	88

第 8 次報告から、「虐待死」として事例を「心中以外の虐待死」、「心中」として事例を「心中による虐待死」に本報告ではそれぞれ呼称を改めた。

平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間に発生または明らかになった(※ 1) 児童虐待による死亡事例 (7 月 28 日発表)

	6 次報告 2. 85日 に一人			5 次報告 (※ 2、※ 3)		
	心中以外	心中 (未遂を含む)	計	心中以外	心中 (未遂を含む)	計
例数	64	43	107	73 (56)	42 (34)	115 (90)
人数	67	61	128	78 (61)	64 (53)	142 (114)

(※ 1) 対象期間に認定された過去の事例も含まれる

(※ 2) 第 5 次報告は、平成 19 年 1 月～平成 20 年 3 月までの間

(※ 3) 第 5 次報告のカッコ内の数字は、平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月までの間の件数 (人数)

※平成 19 年の児童虐待防止法の改正により、国及び地方公共団体による重大な子ども虐待事例の分析の責務が規定され、平成 20 年 4 月から施行されたことに伴い、今回は、今までの暦年による 12 か月分に加えて、法施行前までの 3 か月分を加えた平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 15 か月とした。

この間に子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が把握した事例は 115 例 (142 人) (心中以外の事

例73例（78人）、心中（未遂を含む。以下同じ。）事例42例（64人））であった。

関連）心中以外の事例での主な虐待の種類をみると、身体的虐待が約7割、ネグレクトが約3割で、これまでの報告と同様の傾向であった。子ども虐待の対応に従事する者は、身体的虐待はもとより、ネグレクトによる虐待であっても死亡に至る危険性があることを再認識することが必要である。

【出典】「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第5次報告（平成21年7月公表）より

※平成18年1月1日から同年12月31日の間に、都道府県を通じて厚生労働省が把握した合計児童虐待死100例126人（心中以外事例52例（61人）心中事例48件（65人）を含む）。

関連）心中以外事例では、主たる虐待の種類がネグレクトであったものは23人（39.7%）あり、平成17年の7人（13.7%）から大幅に増加。

【出典】「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

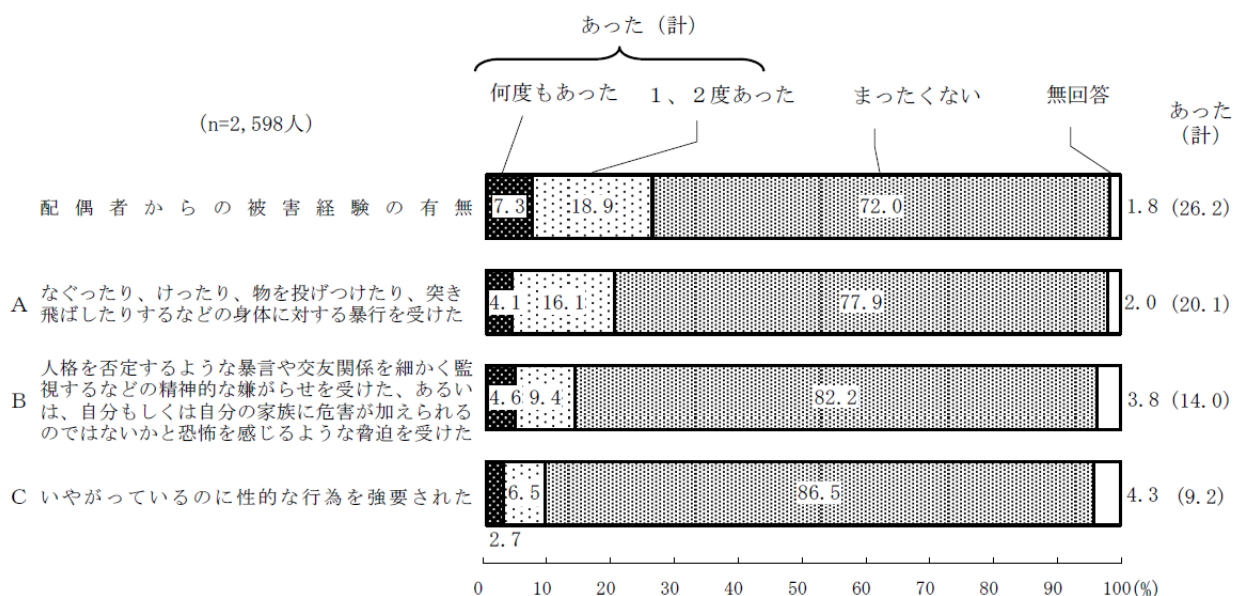
社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第4次報告（平成20年3月公表）より

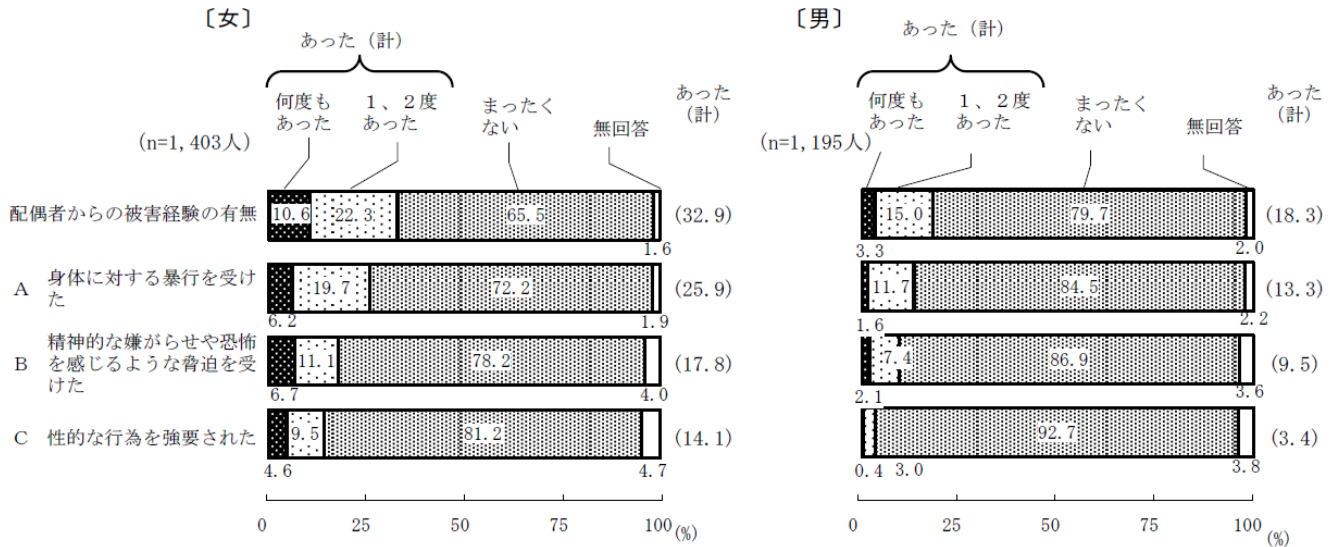
●ドメスティック・バイオレンス

平成24年4月公表 男女間における暴力に関する調査より（内閣府男女共同参画局）

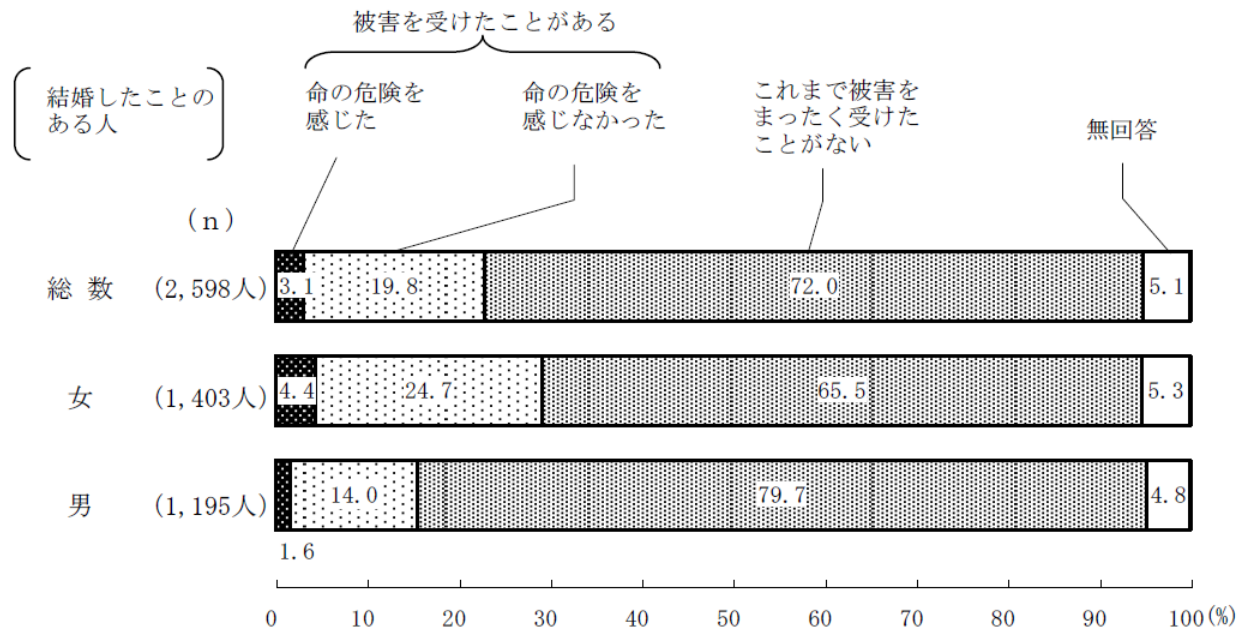
約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがある



女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けている



女性の約20人に1人は命の危険を感じたことがある



関連1)

- ・女性の3人に一人 (33.2%) は、これまでに夫等からのドメスティック・バイオレンス (DV) によって身体的暴行、心理的脅迫、性的強要等を受けた経験がある。
- ・女性の約4人に一人が身体的暴行を受けている。
- ・女性の約10人に一人が配偶者からの暴力の被害を何度も受けている。
- ・女性の約20人に1人が配偶者からの暴力で命の危険を感じたことがある。

(上記はいずれも「男女間における暴力に関する調査」平成20年)

- ・配偶者等から受けた暴力の重複についてみると、「身体的暴力・精神的暴力・性的暴力」の3種類を受けた人が最も置く (41.8%)、次いで「身体的暴力・精神的暴力」 (36.9%) となっている。「精神的・性的」および「身体的・性的」を含めると40.4%が2種類の暴力を受けている。

(「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成19年4月公表)

関連2) ・世界では毎年1億3,300万から2億7,500万人の子どもが、家庭内暴力を目の当たりにしたと推

測されている。

・中国、コロンビア、エジプト、メキシコ、フィリピン、南アフリカの研究では、親しいパートナーによる暴力が家庭内における子どもへの暴力の危険性を上げており、さらに女性への暴力と子どもへの暴力の強い関係も示している。

・インドの研究によると、家庭内暴力は、子どもに対する暴力の危険性の倍増をもたらした。

「子どもに対する暴力 調査報告書」（2006年10月11日）より

国連事務総長の依頼により作成された、子どもに対する暴力の調査の最終報告書。